

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第9（第18条関係） 健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準				別表第9（第18条関係） 健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準			
番 号	健康有害物質の種類	許容限度		番 号	健康有害物質の種類	許容限度	
1	[略]	1 リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム		1	[略]	1 リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム	
[略]				[略]			
別表第16（第33条、第35条関係） 土壌の基準値及び測定方法				別表第16（第33条、第35条関係） 土壌の基準値及び測定方法			
番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法	番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
[略]				[略]			
15	[略]	検液1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	[略]	15	[略]	検液1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第17（第33条、第35条関係） 地下水の基準値及び測定方法				別表第17（第33条、第35条関係） 地下水の基準値及び測定方法			
番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法	番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
[略]				[略]			
9	[略]	1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム	[略]	9	[略]	1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。